令和2年度第16回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日:令和2年11月25日

担当部・課:建設部住宅課[内線5556]

# ① 件 名

石巻市空家等対策計画の策定について

### ② 施策等を必要とする背景及び目的(理由)

## 【背景】

全国的な人口減少や既存の住宅、建築物の老朽化、社会的ニーズの変化及び産業構造の変化等に伴い、居住その他の使用がなされていないことが常態である空家等が年々増加し、平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行された。

本市においても、適切な管理が行われていない空家等が安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等多岐にわたる問題を生じさせ地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、今後、空家等の数が増加すれば、それがもたらす問題が一層深刻化することが懸念されている。

# 【目的】

石巻市空家等対策計画を策定し対策を実施することで、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、良好な生活環境の保全を図るもの。

### ③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

#### 【根拠法令】

空家等対策の推進に関する特別措置法の公布 (平成26年法律第127号) 石巻市空家等の適切な管理に関する条例の制定(令和2年条例第16号)

【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け: 有・無〕

第5章 心ゆたかな誇れるまち

第2節 身近な自然や生活環境を守る

2 生活環境を保全する

### ④ 提案に至るまでの経過(市民参加の有無とその内容を含む。)

平成27年 5月 空家等対策の推進に関する特別措置法の施行

平成29年 4月 空家等対策に関する庁内連絡調整会議設置

平成30年 7月 空家等実態調査を実施

~令和元年12月 (平成30年度:石巻地域、令和元年度:総合支所地域)

令和 2年 4月 石巻市空家等の適切な管理に関する条例の施行

7月~10月 空家等対策に関する庁内連絡調整会議(計3回)

石巻市空家等対策協議会 (計3回)

# ⑤ 主な内容

# ・「石巻市空家等対策計画」の主な内容

【基本方針1】空家等の発生抑制

空家等が発生する前の段階から、所有者等に対し情報提供・意識啓発等を図る。

【基本方針2】空家等の適切な管理・市場流通

所有者責任を周知し、適切な管理や市場流通を促進する。

【基本方針3】空家等の利活用

空家等の利活用に関して有効な方策の検討を行う。(空き家バンクの導入等)

【基本方針4】管理不全の空家等・特定空家等への対策

管理不全状態の改善が図られない場合、法に基づいた措置を実施。

【基本方針5】実施体制の整備

総合相談窓口のほか、庁内の関係課、関係団体と連携して対応。

・計画期間 令和3年4月から令和8年3月までの5年間

# ⑥ 実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)

# 【影響・効果】

空家等対策計画を策定することで今後の空家等対策に必要な事項を定め対策を実施することに より市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、良好な生活環境の保全を図るもの。

## ⑦ 他の自治体の政策との比較検討

県内計画策定済み 9市5町(令和2年3月31日現在)

• 仙台市 平成29年 3月

・気仙沼市 平成31年 3月

平成29年 3月 ・白石市

・多賀城市 平成30年 3月

• 登米市 平成28年 6月

平成30年11月 ・栗原市

· 東松島市 平成30年 7月

• 大崎市 平成30年 1月

・富谷市 平成31年 1月 ・蔵王町 平成31年 3月

・七ヶ宿町 平成30年 3月

·大河原町 平成30年 3月

• 加美町 平成29年 3月

・涌谷町 平成28年12月

## ⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和2年12月 石巻市議会全員協議会において本計画を説明

令和3年 1月 パブリックコメントの実施

> 3月 石巻市空家等対策計画の策定

4月~ 計画に基づく対策の実施

(仮称) 石巻市空き家バンク実施要綱の施行及び空き家バンクの導入

# 9 その他

市場流通されていない活用可能な空き家の所有者と利用希望者のマッチングを行う仕組みである 「空き家バンク」の運営について、不動産協会及び宅地建物取引業協会と協定を締結予定